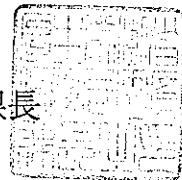


保医発第0630004号
平成15年6月30日

日本病院会長 殿

厚生労働省保険局医療課長



検査料の点数の取扱いについて

標記について、別添のとおり地方社会保険事務局長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発第0630002号
平成15年6月30日



地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長 殿
都道府県老人医療主管部(局)

老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

検査料の点数の取扱いに関して、関連する通知を下記のとおり改正するので通知する。

なお、本通知は平成15年7月1日から適用する。

記

「診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第54号）及び老人診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第72号）の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成14年3月8日保医発第0308001号）の一部を次のように改正する。

1 別添1第2章第3部第1節第1款D013の(9)の次に次のように加える。

(10) 血清中のHBVプレコア変異及びコアプロモーター変異遺伝子同定検査

ア 血清中のHBVプレコア変異及びコアプロモーター変異遺伝子同定検査は、下記「イ」又は「ウ」に掲げる患者に対し、PCR法により測定した場合に限り、区分「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」に準じて算定できる。

イ B型急性肝炎患者に対しては、劇症肝炎が疑われる場合に限り、患者1人につき1回算定できる。

ウ B型慢性肝炎患者に対しては、経過観察中にALT異常値などにより肝炎増悪が疑われ、かつ、抗ウイルス薬等のB型肝炎治療薬の投与対象患者の選択のために行われた場合に限り算定できる。なお、本検査実施以降は、区分「D013」肝炎ウイルス関連検査のうちB型肝炎に関する検査（ただし抗ウイルス薬等のB型肝炎治療薬の治療効果判定に用いる検査を除く。）は、算定できない。

2 別添1第2章第3部第1節第1款D014の(9)から(13)までを(11)から(15)までとし、(8)の次に次のように加える。

(9) 血清中抗デスマグレイン1抗体

ア 血清中抗デスマグレイン1抗体は、ELISA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に、区分「D014」自己抗体検査の「15」に準じて算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。

イ 落葉状天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と血清中抗デスマグレイン3抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

(10) 血清中抗デスマグレイン3抗体

ア 血清中抗デスマグレイン3抗体は、ELISA法により、天疱瘡の鑑別診断及び経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に、区分「D014」自己抗体検査の「15」に準じて算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。

イ 尋常性天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と血清中抗デスマグレイン1抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

(参考：新旧対照表)

◎ 「診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第54号）及び老人診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第72号）の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成14年3月8日保医発第0308001号）別添1第2章第3部中

現 行	改 正 後
D 013 肝炎ウイルス関連検査 (1)～(9) (略)	<p>D 013 肝炎ウイルス関連検査 (1)～(9) (略) (10) 血清中のHBVプレコア変異及びコアプロモーターチェンジ遺伝子同定検査</p> <p>ア 血清中のHBVプレコア変異及びコアプロモーターチェンジ遺伝子同定検査は、下記「イ」又は「ウ」に掲げる患者に対し、PCR法により測定した場合に限り、区分「D 023」微生物核酸同定・定量検査の「6」に準じて算定できる。</p> <p>イ B型急性肝炎患者に対しては、劇症肝炎が疑われる場合に限り、患者1人につき1回算定できる。</p> <p>ウ B型慢性肝炎患者に対しては、経過観察中にALT異常値などにより肝炎増悪が疑われ、かつ、抗ウイルス薬等のB型肝炎治療薬の投与対象患者の選択のために行われた場合に限り算定できる。なお、本検査実施以降は、区分「D 013」肝炎ウイルス関連検査のうちB型肝炎に関する検査（ただし抗ウイルス薬等のB型肝炎治療薬の治療効果判定に用いる検査を除く。）は、算定できない。</p>
D 014 自己抗体検査 (1)～(8) (略)	<p>D 014 自己抗体検査 (1)～(8) (略) (9) 血清中抗デスマグレイン1抗体</p> <p>ア 血清中抗デスマグレイン1抗体は、ELISA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に、区分「D 014」自己抗体検査の「15」に準</p>

じて算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査診断基準により、「天疱瘡」に患者に対し、天疱瘡が強く疑われる患者とする。

イ 落葉状天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と血清中抗デスモグレン3抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

(II) 血清中抗デスモグレン3抗体

ア 血清中抗デスモグレン3抗体は、ELISA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に、区分「D014」自己抗体検査の「15」に準じて算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査診断基準により、「天疱瘡」に患者に対し、天疱瘡が強く疑われる患者とする。

イ 尋常性天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と血清中抗デスモグレン3抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

(9)～(13) (略)

(参 考)

天疱瘡の診断基準

(1) 臨床的診断項目

- ① 皮膚に多発する、破れやすい弛緩性水疱
- ② 水疱に続発する進行性、難治性のびらんないし鱗屑痴皮性局面
- ③ 口腔粘膜を含む可視粘膜部の非感染性水疱・びらんないしアフタ性病変
- ④ Nikolsky現象陽性

(2) 病理組織学的診断項目

- ① 表皮細胞間橋の離開（棘融解acantholysis）による表皮内水疱

(3) 免疫組織学的診断項目

- ① 病変部ないしは外見上正常な皮膚・粘膜部の細胞膜（間）部にIgG（ときに補体）の沈着が認められる。
- ② 流血中より抗表皮細胞膜（間）抗体（天疱瘡抗体）（IgGクラス）を同定する。

[判定及び診断]

- ① (1)項目のうち少なくとも1項目と(2)項目を満たし、かつ(3)項目のうち少なくとも1項目を満たす症例を天疱瘡とする。
- ② (1)項目のうち2項目以上を満たし、(3)項目の①、②を満たす症例を天疱瘡と診断する。

出典： 厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」（1990年）